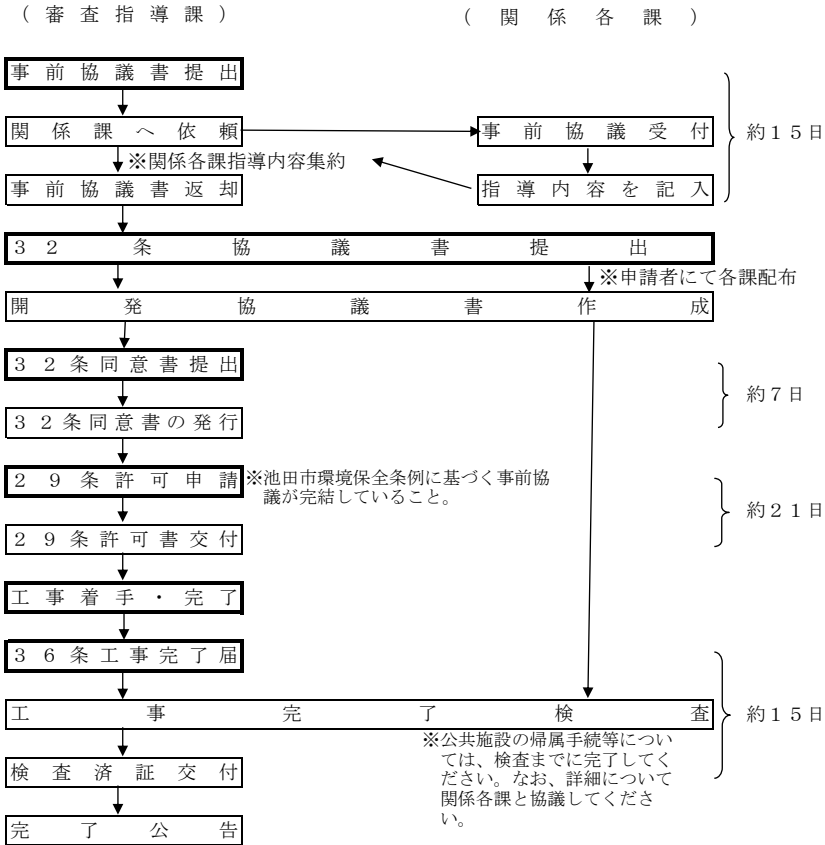


資料-3

開発許可に係る協議・手続フロー及び標準処理期間

市街化区域

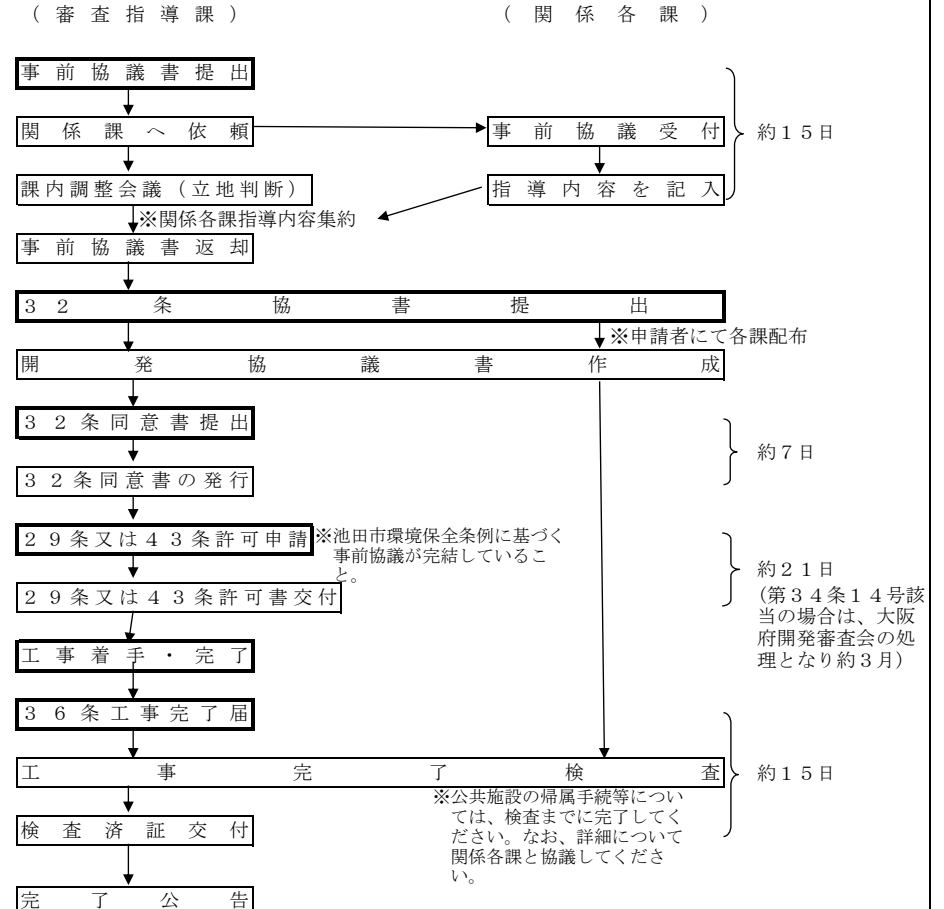
太枠：申請者行為



標準処理期間とは、申請に対する処分について、その申請が市に到達してから処分するまでに通常要すべき標準的な期間です。申請の処理に要する期間のあくまでも目安であり、標準処理期間内に必ず処分が行われることを意味するものではありません。また、申請の補正等に要する期間は含まれません。

市街化調整区域

太枠：申請者行為



※43条許可の場合、32条(公共施設の管理者の同意等)と36条(工事完了の検査)はありません。

※都計法第34条に基づく判断を行う必要がありますので、上記事前協議の前に相当な期間が生じます。